

別記様式（第2条関係）

会議結果報告書

平成26年10月21日

会議の名称	庁議
開催日時	平成26年10月21日（火）9時25分～10時10分
開催場所	庁議室
出席者職氏名	市長 香川武文、副市長 櫻井正彦、教育長 尾崎健市、 企画部長 中村勝義、総務部長 丸山秀幸、 市民生活部長 抜井 俊、健康福祉部長 吉岡利昌、 都市整備部長 谷沢嘉弘、上下水道部長 神木 茂、 会計管理者 谷口 敬、議会事務局長 高橋良和、 教育政策部 菊原龍治、監査委員事務局長 原田隆一 (計13人)
欠席者職氏名	なし
説明員職氏名	【付議】 1) 企画部長 中村勝義 2～4) 健康福祉部長 吉岡利昌 【報告】 1 総務部長 丸山秀幸 2 市民生活部長 抜井 俊 3 健康福祉部長 吉岡利昌 【その他事項】 1、2 健康福祉部長 吉岡利昌 3 会計管理者 谷口 敬 4 監査委員事務局長 原田隆一 5 企画部長 中村勝義

議 題	<p>【付議】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 職員の分限に関する手続き及び効果に関する条例の一部を改正する条例について（企画部） 2) 志木市介護保険条例の一部を改正する条例について（健康福祉部） 3) 志木市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例について（健康福祉部） 4) 志木市国民健康保険条例及び志木市助産の実施又は母子保護の実施に係る費用徴収条例の一部を改正する条例について（健康福祉部） <p>【報告】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 サマーレビューの結果について（総務部） 2 自動車事故に係る損害賠償請求事件の専決処分について（市民生活部） 3 TMG宗岡中央病院の新病院完成後における病院敷地を武蔵野会に有償貸与とする件について（健康福祉部） <p>【その他事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 健康まつり、ノルディックウォーキングのお礼について（健康福祉部長） 2 旧三ツ木保育園跡地について（健康福祉部長） 3 市内協力団体等の会計事務処理検査について（会計管理者） 4 定例監査の実施について（監査委員事務局長） 5 行政評価条例の廃止について（企画部長）
-----	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>結 果</p>	<p>【付議】</p> <p>1) 職員の分限に関する手続き及び効果に関する条例の一部を改正する条例について（企画部）</p> <p>自動車事故を起こし、被害者が3か月以上入院した場合は禁固刑になり、情状を考慮できる場合でも、地方公務員法第16条の欠格条項に該当するため、市の懲戒指針で「免職又は停職」と定めていても地方公務員法に基づく失職となる。</p> <p>そのため、禁錮の刑に処せられた職員のうち、その刑に係る罪が過失によるものであり、かつ、その刑の執行猶予の言渡しを受けた者については、情状により、当該職員がその職を失わないものとするができる、失職の例外規定を定めるものである。</p> <p>○ 施行日 平成27年1月1日</p> <p>2) 志木市介護保険条例の一部を改正する条例について（健康福祉部）</p> <p>介護保険法の改正に伴い、地域包括支援センターに関する基準等を市条例で定める必要があるため、志木市介護保険条例の一部改正を行うものであり、平成26年第4回市議会定例会に一部改正の条例案を上程することとする。</p> <p>内容)</p> <p>【申請者の法人格の有無に関する基準】</p> <p>■介護保険法第115条の22</p> <p>(第2項第1号)</p> <p>市町村長は、指定介護予防支援事業の申請者が法人でないときは指定をしてはならない。</p> <p>(第3項)</p> <p>前項第1号の条例を定めるに当たっては、厚生労働省令で定める基準に従うこと。(⇒法人であること)</p> <p>【地域包括支援センターに関する基準】</p> <p>■介護保険法第115条の46</p> <p>(第4項)</p> <p>地域包括支援センターの設置者は、包括的支援事業を実</p>
------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

施するために必要なものとして市町村の条例で定める基準を遵守しなければならない。

(第5項)

市町村が前項の条例を定めるに当たっては、地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

○ 施行日 平成27年1月1日

3) 志木市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例について (健康福祉部)

介護保険法の改正に伴い、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を市条例で定める必要があるため、平成26年第4回市議会定例会に、新たな条例案を上程することとする。

内容)

【指定介護予防支援等の事業に関する基準】

■介護保険法第59条第1項第1号

居宅要支援被保険者が、指定介護予防支援以外の介護予防支援又はこれに相当するサービス（指定介護予防支援の事業に係る第115条の24第1項の市町村の条例で定める基準及び同項の市町村の条例で定める員数並びに同条第2項に規定する指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準及び指定介護予防支援の事業の運営に関する基準）のうち、市町村の条例で定めるものを満たすと認められる事業を行う事業者により行われるものに限る。

■介護保険法第115条の24

(第1項)

指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所ごとに、

市町村の条例で定める基準に従い市町村の条例で定める員数の当該指定介護予防支援に従事する従業者を有しなければならない。

(第2項)

前項に規定するもののほか、指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準及び指定介護予防支援の事業の運営に関する基準は、市町村の条例で定める。

○ 施行日 平成27年4月1日

4) 志木市国民健康保険条例及び志木市助産の実施又は母子保護の実施に係る費用徴収条例の一部を改正する条例について
(健康福祉部)

国民健康保険施行令に規定されている出産育児一時金の額が改正されることにより、各条例中に出産一時金の額を見直したいので改正を行うものであり、平成26年第4回市議会定例会に一部改正の条例案を上程することとする。

内容)

「志木市国民健康保険条例」及び「志木市助産の実施又は母子保護の実施に係る費用徴収条例」中に出産育児一時金の額を、39万円から40万4千円に改める。

○ 施行日 平成27年1月1日

【報告】

1 サマーレビューの結果について (総務部)

当初予算編成前に、事務事業の検討・調整を行い、その結果を予算編成に反映させるため、担当課から提案された「新規・拡充事業」、「廃止・縮小事業」及び政策推進課・財政課でヒアリングが必要と判断した事業について、担当所属長からのヒアリングを実施した。

今後は、サマーレビュー結果を各担当課に送付し、その結果を予算要求・査定に反映させていく。

結果

	要求通り	保留	見直し	合計
(ア)新規・拡充事業	22	21	20	63
(イ)廃止・縮小事業	5	1	2	8
(ウ)既存事業	1	4	2	7
合計	28	26	24	78

2 自動車事故に係る損害賠償請求事件の専決処分について（市民生活部）

市職員の自動車事故に係る損害賠償請求事件に伴う損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により議会に報告する。

内容)

事件名：自動車事故に係る損害賠償請求事件

事故発生日時：平成26年4月9日午後3時00分頃

事故発生場所：志木市幸町二丁目付近の交差点

損害賠償額：金532,244円

（うち保険補てん額 金532,244円）

内訳：治療費・慰謝料等

3 TMG宗岡中央病院の新病院完成後における病院敷地を武蔵野会に有償貸与とする件について（健康福祉部）

志木市立市民病院の移譲に関する基本協定書による新病院を建設した後の志木市立市民病院の土地は有償貸与とし、医療法人社団武蔵野会と土地の賃貸借契約を締結することとしたので報告する。

【その他事項】

- 1 健康まつり、ノルディックウォーキングのお礼について（健康福祉部長）
- 2 旧三ツ木保育園跡地について（健康福祉部長）
- 3 市内協力団体等の会計事務処理検査について（会計管理者）

	4 定例監査の実施について（監査委員事務局長） 5 行政評価条例の廃止について（企画部長）
事務局職員職氏名	秘書広報課長 豊島俊二
その他必要事項	特になし

会議内容の記録（経過、結果等）

開会

企画部長が開会を告げる。

【付議】

- 1) 職員の分限に関する手続き及び効果に関する条例の一部を改正する条例について（企画部）

○概要説明：企画部長

自動車事故を起こし、被害者が3か月以上入院した場合は禁固刑になり、情状を考慮できる場合でも、地方公務員法第16条の欠格条項に該当するため、市の懲戒指針で「免職又は停職」と定めていても地方公務員法に基づく失職となる。

そのため、禁錮の刑に処せられた職員のうち、その刑に係る罪が過失によるものであり、かつ、その刑の執行猶予の言渡しを受けた者については、情状により、当該職員がその職を失わないものとするができる、失職の例外規定を定めるものである。

条文としては、（失職の特例）第5条として、任命権者は、禁錮の刑に処せられた職員のうち、その刑に係る罪が過失によるものであり、かつ、その刑の執行猶予の言渡しを受けた者については、情状により、当該職員がその職を失わないものとするができる。

2 前項の規定によりその職を失わなかつた職員が刑の執行猶予の言渡しを取り消されたときは、その職を失う。を加える。

この条例の施行日は、平成27年1月1日とする。

県内では、新座市が制定しており、東京都内の自治体にあつては、50自治体の内47の自治体が既に例外規定を定めている。

○質疑応答等

特になし

- 2) 志木市介護保険条例の一部を改正する条例について（健康福祉部）

○概要説明：健康福祉部長

本年6月に公布された「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第3次地域主権一括法）に伴い、介護保険法の一部改正が行われ、今まで厚生労働省令で定められていた地域包括支援

センターに関する基準等を市条例で定める必要があるため、志木市介護保険条例の一部改正を行うものである。

今回定める基準としては、指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準であり、

2 法第78条の2第4項第1号、第115条の12第2項第1号及び第115条の22第2項第1号の条例で定める者は、法人とする。

(地域包括支援センターに関する基準)

第5条の3 法第115条の46第4項の条例で定める基準は、次のとおりとする。

(1) 地域包括支援センターは、第3号アからウまでに掲げる職員が協働して包括的支援事業を実施することにより、各被保険者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、法第24条第2項に規定する介護給付等対象サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービス、権利擁護のための必要な援助等を利用できるように導き、各被保険者が可能な限り、住み慣れた地域において自立した日常生活を営むことができるようにしなければならないこと。

(2) 地域包括支援センターは、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66第1号ロ(2)に規定する地域包括支援センター運営協議会の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保すること。

(3) 1の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数は、原則として次のとおりとすること。

ア 保健師その他これに準ずる者 1人

イ 社会福祉士その他これに準ずる者 1人

ウ 主任介護支援専門員（介護保険法施行規則第140条の68第1項に規定する主任介護支援専門員研修を修了した者をいう。）その他これに準ずる者 1人である。

この条例は、平成27年4月1日より施行する。

○質疑応答等

質問) 市長

国基準の参酌基準を準用しているのか。

回答) 健康福祉部長

そのとおりある。近隣では、新座、和光は独自基準とするとのことであ

る。

- 3) 志木市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例について（健康福祉部）

○概要説明：健康福祉部長

本年 6 月に公布された「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第 3 次地域主権一括法）に伴い、介護保険法の一部改正が行われ、今まで厚生労働省令で定められていた、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を、平成 27 年 4 月 1 日までに市条例で定める必要があるため、平成 26 年第 4 回市議会定例会に、新たな条例案を上程することとする。

内容としては、指定介護予防支援等の事業に関する基準として、介護保険法第 59 条第 1 項第 1 号並びに介護保険法第 115 条の 24 第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、指定介護予防支援等の事業の員数及び運営並びに指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準、指定介護予防支援の事業の運営に関する基準を条例で定める。

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日より施行する。

○質疑応答等

質問) 市長

国基準の参酌基準を準用しているのか。

回答) 健康福祉部長

そのとおりある。近隣では、和光のみが独自基準とするとのことである。

- 4) 志木市国民健康保険条例及び志木市助産の実施又は母子保護の実施に係る費用徴収条例の一部を改正する条例について（健康福祉部）

○概要説明：健康福祉部長

国民健康保険施行令に規定されている出産育児一時金の額が改正されることにより、各条例中に出産一時金の額を見直したいので改正を行うものであり、平成 26 年第 4 回市議会定例会に一部改正の条例案を上程することとする。

内容としては、健康保険法施行令の改正を踏まえ、出産育児一時金の支給額

を被用者保険に準じて39万円から40万4千円に改定するものである。また、規則で定めるところにより加算する額を3万円から1万6千円にするものである。

育児一時金の支給額について、産科医療補償制度掛金の引き下げに伴い、同制度に加入している分娩機関で分娩する場合に加算する額を引き下げるとともに、出産育児一時金の基本額を引き上げることによって、加算後の支給総額を42万円に維持するものである。総額は42万円が変わらないため、保険者に財政的な影響は事実上生じない。

なお、施行日は、平成27年1月1日とする。

○質疑応答等

特になし

【報告】

1 サマーレビューの結果について（総務部）

○概要説明：総務部長

当初予算編成前に、事務事業の検討・調整を行い、その結果を予算編成に反映させるため、担当課から提案された「新規・拡充事業」、「廃止・縮小事業」及び政策推進課・財政課でヒアリングが必要と判断した78事業について、担当所属長からのヒアリングを実施した。

結果としては、要求通りとして、事業内容については、担当課の要求通りとした事業（金額については、予算編成の中で精査）が28事業、保留として、概ね担当課の要求通りとするが、実施方法・費用対効果等について再検討を要請した事業が26事業、見直しとして、事業の実施方法について、抜本的な見直しを要請した事業が24事業であった。

今後は、サマーレビュー結果を各担当課に送付し、その結果を予算要求・査定に反映させていく。

2 自動車事故に係る損害賠償請求事件の専決処分について（市民生活部）

○概要説明：市民生活部長

市職員の自動車事故に係る損害賠償請求事件において、損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したので、

同条第2項の規定により議会に報告する。

内容についてであるが、本件は、平成26年4月9日午後3時00分頃、志木市幸町二丁目付近の交差点で、職員が交差点進入時に一時停止を怠ったために、右側から来たタクシーが急ブレーキを踏み、同乗していた乗客に頸椎捻挫を負わせたことによる損害賠償事件である。自動車同士の接触はなかった。示談成立日は、平成26年10月6日、損害賠償額は、532,244円で、うち保険補てん額は、532,244円であり、内訳は、治療費、通院交通費、休業損害、慰謝料である。職員にあっては、平成26年10月10日に訓告処分をした。

3 TMG宗岡中央病院の新病院完成後における病院敷地を武蔵野会に有償貸与とする件について（健康福祉部）

○概要説明：企画部長

志木市立市民病院の移譲に関する基本協定書において、新病院を建設するまでの間は、志木市立市民病院の土地を無償で貸与している。また、新病院を建設した後、志木市立市民病院の土地を有償で貸与するか又は売却する。となっている。過日行った政策推進会議において、平成27年秋に新病院が完成することに伴い、それ以降は有償貸与とし、医療法人社団武蔵野会と土地の賃貸借契約を締結することとしたので報告する。

想定される貸付料は、志木市普通財産貸付料算定基準によると年間で約950万円である。

【その他事項】

1 健康まつり、ノルディックウォーキングのお礼について（健康福祉部長）

多くの関係課からお手伝いを頂き無事終了した。参加者は、ノルディックウォーク教室に174人であった。

2 旧三ツ木保育園跡地について（健康福祉部長）

現在、総合福祉センターの大規模改修に伴い社会福祉協議会が使用しているが、年度内に取り壊しを開始することとなっている。その後の活用方法を過日政策推進会議において調整したところ、民設の社会福祉施設（福祉作業所）を公募することとした。

3 市内協力団体等の会計事務処理検査について（会計管理者）

10月16日に市内の協力団体等の会計事務処理を行っている所属について抜き打ちで検査を行った。8課1室21団体、全てが適切に管理されていることを確認した。しかしながら、担当一人で複数の団体を抱えている所属、一人が3年を超え長期に担当している所属があった。また、手提げ金庫の鍵がない所属があり改善指導をした。

4 定例監査の実施について（監査委員事務局長）

11月4日から13日まで、定例監査を実施するのでご協力をお願いします。

5 行政評価条例等の廃止について（企画部長）

行政評価条例の廃止に向け、11月4日から12月3日まで意見公募手続き条例に基づく、意見公募手続きを実施する。新たな市民参画による制度については、現在総務部と調整中である。

備考 会議内容の記録には、発言者の立場を明記するとともに、発言の趣旨が容易に理解できるよう簡潔明瞭に記載すること。